



中日新聞北陸本社
金沢市南町3番20号
〒920-8573 電話 076(261)3111

金沢医大医療過誤訴訟

手術ミスを認めず

金沢地裁

金沢医科大病院（石川県内灘町）で二〇〇三年、直腸がんの手術を受けた女性Ⅱ当時（五八）Ⅱが死亡したのは、執刀医の手術ミスが原因だったなどとして、女性の遺族が病院側に約六千四百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十五日、金沢地裁であった。中山誠一裁判長は、病院側の過失を認めず、遺族らの請求を棄却した。

中山裁判長は「手術中に女性の血管を傷つけた」という遺族らの主張に対し、出血状況などを考慮した上で「執刀医が血管を損傷

させていない」と判断。手術前の検査に不適切な点は認められず、手術後の処置についても不足はなかったと結論付けた。一方で、遺族らに対し、未払いとなっている女性の治療費約八百四十万円を支払うよう命じた。

判決によると、女性は〇三年八月、同病院で直腸がんの手術を受けた。手術後も出血が続き、約二カ月後に敗血症により死亡した。

閉廷後、女性の長男（四六）は「手術後も苦しんだ母の無念が晴れない」と、控訴する考えを示した。

中山裁判長は「手術中に女性の血管を傷つけた」という遺族らの主張に対し、出血状況などを考慮した上で「執刀医が血管を損傷